

## 鹿屋体育大学スポーツ情報センター規則

〔平成10年10月26日〕  
規則第2号  
令和3年5月14日  
規則第37号

改正 平成15年3月31日  
規則第20号  
平成16年4月1日  
規則第47号  
平成19年3月22日  
規則第27号  
平成23年2月7日  
規則第12号  
平成30年3月29日  
規則第32号  
令和3年2月1日  
規則第16号

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号）第35条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学スポーツ情報センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 センターは、本学の情報処理機能の高度化と学外の情報ネットワークとの連携を推進し、マルチメディアを活用した教育及び研究に資するとともに、情報の発信を通して体育・スポーツの進展に寄与することを目的とする。

### (組織)

第3条 センターにセンター長を置く。

2 センターに次の職員を置くことができる。

(1) 教授、准教授、講師又は助教

(2) その他学長が必要と認める者

3 センター長は、本学の教授又は准教授をもつて充てる。

4 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

5 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める

6 センターに、必要に応じて副センター長を置くことができる。

7 第2項に定める職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

8 センターに、センターの運営に関する具体的事項を協議するため、第1項及び第2項の職員で構成するセンター会議を置く。

### (委員会)

第4条 センターの運営に関する重要な事項については、鹿屋体育大学常任委員会等規則（平成16年規則第12号）第3条に定める学術情報・産学連携委員会において審議する。

### (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、国際・学術情報課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成10年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

附 則 (平15. 3. 31規則第20号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項第3号の委員で、講座からの選出により現に任命されている者については、当該号に基づく系からの選出により任命されたものとみなす。

附 則 (平16. 4. 1規則第47号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 3. 22規則第27号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平23. 2. 7規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平30. 3. 29規則第22号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令3. 2. 1規則第16号)

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則 (令3. 5. 14第37号)

この規則は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。